

熊本市介護保険条例の一部改正について

熊本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「34,200円」を「40,560円」に改め、同条第2号中「42,756円」を「50,700円」に改め、同条第3号中「51,300円」を「60,840円」に改め、同条第4号中「59,856円」を「70,980円」に改め、同条第5号中「68,400円」を「81,120円」に改め、同条第6号中「78,660円」を「97,344円」に改め、同号ア中「規定する合計所得金額」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)」を加え、同条第7号中「88,920円」を「105,456円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同条第8号中「102,600円」を「121,680円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同条第9号中「112,860円」を「137,904円」に改め、同条第10号中「123,120円」を「146,016円」に改め、同条第11号中「129,960円」を「154,128円」に改め、同条第12号中「136,800円」を「162,240円」に改め、同条第13号中「143,640円」を「170,352円」に改める。

第6条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

第20条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第6条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則第10条の次に次の1条を加える。

(平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の2 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,504円とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成30年度における新条例第3条及び第6条第1項の適用)

- 4 平成30年4月から同年7月までの納期に納付すべき保険料に係る新条例第3条及び第6条第1項の規定の適用については、新条例第3条第1号中「介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)」とあるのは「介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第307号)による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)(以下「改正前令」という。)」と、同条第2号から第5号までの規定中「令」とあるのは「改正前令」と、同条第6号ア中「第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する

特別控除額を控除して得た額とする。）」とあるのは「第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」とする。

(提出理由)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)及び介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第307号)の施行並びに熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。